

1.じん肺健康診断を受診する必要がある粉じん作業

(「じん肺法施行規則別表」より)

- ◆土石、岩石または鉱物を掘削する作業
- ◆鉱物等を積載した車の荷台をくつがえし、または傾けることにより鉱物等を積下ろす作業
- ◆坑内の鉱物等を破砕し、粉碎し、ふるい分け、積込み、または積下ろす作業
- ◆坑内において鉱物等の運搬、充填し、または岩粉を散布する作業
- ◆岩石または鉱物を裁断、彫り、または仕上げする作業
- ◆研磨剤の吹き付けにより研磨、または研磨剤を用いて動力により岩石、鉱物、金属を研磨もしくは、ばり取りもしくは金属を裁断する作業
- ◆鉱物等、炭素を主成分とする原料またはアルミニウムはくを動力により破砕、粉碎、ふるい分ける作業
- ◆セメント、フライアッシュまたは粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品を乾燥、袋詰め、積込み、積下ろす作業
- ◆粉状のアルミニウムまたは酸化チタンを袋詰めする作業
- ◆粉状の鉱石または炭素原料を原料または材料として使用する物を製造、加工する工程において粉状の鉱石炭素原料またはこれらを含む物を混合、または散布する作業
- ◆ガラス、またはほうろうを製造する工程において原料を混合する作業、または原料もしくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業
- ◆陶磁器、耐火物、珪藻土製品または研磨材を製造する工程において原料を混合、成形し原料や半製品を乾燥し、半製品、製品を台車に積込み、積下ろし、仕上げ、荷造りする作業、かまの内部に立ち入る作業
- ◆炭素製品を製造する工程で炭素原料を混合、成形、半製品、製品を炉詰め、炉出し、仕上げする作業
- ◆砂型を用いて鋳物を製造する工程で砂型をこわし、砂落とし、再生、砂を混練、鋳ばり等を削り取る作業
- ◆鉱物等を運搬する船舶の船倉内で鉱物等をかき落とし、またはかき集める作業
- ◆金属その他無機物を製錬、熔融する工程で土石、鉱物を開放炉に投げ入れ焼結湯出し鋳込みする作業
- ◆粉状の鉱物を燃焼する工程、金属その他無機物を製錬し熔融する工程で炉、煙道、煙突等に付着、堆積した鉱さい灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み下ろし、容器に入れる作業
- ◆耐火物を用いてかま、炉等を築造、修理、または耐火物を用いたかま、炉等を解体、破砕する作業
- ◆屋内、坑内またはタンク、船舶、管、車両等の内部で金属を溶断、アーク溶接、アークでのガウンジック作業
- ◆金属を溶射する場所の作業
- ◆染土の付着した藎草を庫入れ、蔵出し、選別調整、または製織する場所で作業
- ◆長大ずい道の内部のホッパー車からバラストを取りおろし、マルチプルタイタンパーにより道床をつき固める作業
- ◆石綿をときほぐし合剤、紡績、紡織、吹付け、積込み、積下ろし、石綿製品を積層、縫合わせ、切断、研磨仕上げ、包装する場所で作業